

# 国際税務についてテーマごとに解説！ 実務書として役立つ1冊！

実務の「**核心**」が  
わかれば  
応用がきく！

テーマ別

## 国際税務の ケーススタディ

実務の「**核心**」が  
わかれば  
応用がきく！

International Tax  
Case Studies

テーマ別

## 国際税務の ケーススタディ

高山政信 矢内一好 著

Masanobu Takayama Kazuyoshi Yanai

第一法規

高山政信 矢内一好 著

【体裁】 A5判 / 288頁

【定価】 3,410円 (本体:3,100円+税10%)

### 本書の特長

特長  
1

国際税務に長年携わってきた著者が  
実務における理解のポイントを解説！



特長  
2

掲載事例と条件が異なっても  
応用できるように構成されているため、  
実際に相談を受けた際、参考になる！



特長  
3

国際税務に関する知識を深められるのは  
もちろん、最新動向等のトピックスも掲載！  
国際税務への関心がより深まる！



### 1 ケーススタディ解明の基本ルール

#### (1) テーマ別の理解方法

ケーススタディの解明を行う場合、事例の中心となる部分と、派生した部分を考える必要がある。

例えば、事例として多く出る非居住者の退職金の課税部分がコアで、この部分を理解することで、派生部分のまた、給与所得の短期滞在者免税も適用3要件の理解が少し変化した事例が派生部分である。

本書は、各テーマの項目を立てて、「(1) 理解のポイント」を説明している。ここで重要なことは、関連する文の把握であり、そうすることで、続く事例の分析で、

職所得のうち、国内の勤務に起因する部分については、源泉分離課税となる。この事例で損益通算されるのは、総合課税される所得であることから、Dの場合は、損益通算できない(所102、所令258①②)。

### 2 PE

#### (1) 理解のポイント

##### イ PEに関する規定

租税条約において、恒久的施設(Permanent Establishment: PE)は、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所と定義されている。国内法ではPEは定義がなかったが、平成26年度の税

#### (2) ケーススタディの解説

に係る限度税率には影響はない。

④ BEPS条約の制定の背景として大手IT企業による租税回避があったことから、PEに関する租税回避防止規定が強化されている。

#### (2) 事例(2-1) 海外に期間限定で出店した場合の課税関係

##### (事例)

飲食業を営む内国法人が海外のイベントからの依頼で約半年間そのイベント会場においてレストランを運営した。この場合、内国法人は期間が限定され、かつ短期間であったことから、イベント開催国において課税関係は生じないものと考えたが、この考え方は認められるのか。

##### 結論

この事例のレストランは、PEとみなされて現地で課税されることになる。参考事例として、米国における事例で、デンマーク法人が米国において連続する2年間でそれぞれ6か月(4月中旬から10月中旬まで)の間、ニューヨークの世界博覧会のパビリオン内のレストランを運営したことがある。同法人は、米国・デンマーク租税条約第2条及び第3条に規定するPEを通じて米国で事業を行ったものとみなされて、レストランの所得は米国で課税となった(Rev. Rul.67-322)。

##### 解説

PEの判定方法の基準として確立したものはないが、米国の文献(Rhoades & Langer, U.S. International Taxation and Tax Treaties, Matthew Bender, Ch.44)において説明されている恒久的施設の判定のための3つのテストは

PEの例示としては、事業の鉱山等の天然資源を採取する場手賃となっている。

5 (所2①)八の四、法二十二の

し、我が国が締結した所得に租税の防止のための条約に適用される場合には、その条約の適用を(その条約において恒久的施設を)とする。

店、工場その他事業を行う一設若しくは雇付けの工事又は所その他これに準ずるものと記のために契約を締結する権



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

# 目次 (抜粋)

## I 国際税務の基礎的事項

- 1 ケーススタディ解明の基本ルール
- 2 国際税務の基本用語
- 3 租税条約と国内法の関係
- 4 租税条約の種類
- 5 日本の租税条約の現状
- 6 租税条約の読み方
- 7 日米租税条約の変遷
- 8 BEPS防止措置実施条約に関する基礎知識
- 9 デジタル課税の基礎知識・ネクスス原則
- 10 国内源泉所得
- 11 所得源泉の置換え規定

## II 個人の国際税務のケーススタディ

- 1 居住者
- 2 PE
- 3 不動産の賃貸と譲渡の所得
- 4 利子所得
- 5 使用料所得
- 6 キャピタルゲイン
- 7 給与所得
- 8 短期滞在者免税
- 9 役員
- 10 退職金
- 11 コンサルタント
- 12 芸能人・運動家等
- 13 政府職員・学生等
- 14 年金
- 15 保険
- 16 外国子会社合算税制・外国税額控除
- 17 特典条項
- 18 源泉徴収
- 19 納税管理人
- 20 国外財産調書・情報交換
- 21 外貨建取引
- 22 その他所得
- 23 配偶者控除・徴収共助
- 24 相続税

## III 法人の国際税務のケーススタディ

- 1 PE
- 2 外国子会社合算税制
- 3 移転価格税制
- 4 外国税額控除
- 5 過少資本・過大支払利子
- 6 事業体
- 7 所得区分・源泉徴収

## IV 国際税務のトピックス

- 1 ドミサイルと住所
- 2 米国民権と課税
- 3 税法と判定基準としての国籍主義
- 4 非永住者課税の問題
- 5 所得源泉の置換え規定廃止論
- 6 恒久的施設に関する規定の見直し
- 7 日米租税条約の一部改正
- 8 対サモア租税協定及びインド・モーリシャス租税条約
- 9 租税条約における仲裁規定の創設
- 10 米国・シンガポール租税条約がない理由
- 11 情報交換協定の限界
- 12 FATCAの新展開
- 13 米国遺産税の変遷～廃止と継続の連鎖～
- 14 日米相続税条約の適用
- 15 富裕層包囲網と税務行政執行共助条約の現状
- 16 欧州各国の課税管轄権の複雑さ
- 17 英国における一般否認規定の導入
- 18 国際的な税逃れ対策の効果
- 19 多国籍企業の税逃れ問題
- 20 義務的開示制度の導入か？
- 21 BEPS条約の護送船団方式の功罪
- 22 アマゾン300億円納税の背景
- 23 BEPS条約適用対象国のなど
- 24 ネクスス概念の浮上
- 25 租税条約における限度税率のはじまり

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
実務の「核心」がわかれば応用がきく！ テーマ別 国際税務のケーススタディ [017681]	定価3,410円(本体3,100円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

事務所名

公用  私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

お客様の個人情報の取扱いについて  
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印